

# 庁 議

日時：11月7日（月）AM8：30 <庁議室>



## 【市長挨拶】

### 【協議事項】

- |  |          |
|--|----------|
| 1 太田市職員の退職手当に関する条例の一部改正について                        | 企画部長     |
| 2 財産の取得について  | 企画部長     |
| 3 太田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について                      | 総務部長     |
| 4 太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正について                    | 総務部長     |
| 5 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について                       | 市民生活部長   |
| 6 指定管理者の指定について（太田市総合体育館）                           | 文化スポーツ部長 |
| 7 財産の取得について  | 文化スポーツ部長 |
| 8 財産の無償譲渡について ※尾島ぴっころ                              | 福祉こども部長  |
| 9 財産の無償譲渡について ※新田ななくさ                              | 福祉こども部長  |
| 10 太田市地域活動支援センター条例の一部改正について                        | 福祉こども部長  |
| 11 指定管理者の指定について（太田市まちなか交流館くらっせおよび太田市にぎわい交流館 ほか3施設） | 産業環境部長   |
| 12 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について                      | 産業環境部長   |
| 13 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について                      | 都市政策部長   |
| 14 太田市公園条例の一部改正について                                | 行政事業部長   |
| 15 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について                      | 行政事業部長   |

### 【連絡事項】

- |                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| 1 令和5年太田市新春の集いの開催について                | 秘書室長   |
| 2 令和4年秋 勲章・褒章受章者祝賀会の開催について           | 秘書室長   |
| 3 市政情報コーナーの廃止について                    | 企画部長   |
| 4 令和4年度太田市一般会計補正予算（第6号）についての専決処分について | 総務部長   |
| 5 マイナンバーカード申請支援及び市民課窓口拡大について         | 市民生活部長 |
| 6 令和4年度1%まちづくり事業成果発表会について            | 市民生活部長 |



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【表題】

太田市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

【目的】

国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員の退職手当について、令和4年10月1日から支給要件が緩和されたことを踏まえ、太田市職員の退職手当に関する条例についても所要の改正を行うものです。

【概要】

1 改正内容

(現行) 常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続き12月を超えるに至ったもの



(改正後) 常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日(1月間の日数が20日に満たない日数の場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数) 以上ある月が引き続き12月を超えるに至ったもの

【例】令和5年2月の場合

令和5年2月

1月の日数は19日(土日祝日を除く平日)

- ・ 20日と1月の日数との差に相当する日数

20日 - 19日 = 1日

- ・ 18日から上記日数を減じた日数

18日 - 1日 = 17日

⇒ 当該月は17日が基準日となります。

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

※現状の雇用状況から制度改正による影響は特にありません。

2 施行期日 公布の日

3 その他 令和4年12月定例会に議案提出予定です。

【備考】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200

【 表 題 】

財産の取得について

【 目 的 】

耐用年数を経過した庁内の内部情報系端末を更新するものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産                      内部情報系端末    245組  
                                      ディスプレイ       245台
- 2 取得の方法                   指名競争入札
- 3 取得予定価格                33,550,000円 (消費税込)
- 4 契約の相手方                株式会社 シモヤマ  
                                      太田市西本町33番3号  
                                      代表取締役 下山 和男
- 5 指名競争入札参加者  
                                      (有)アマガサ                      (辞退)  
                                      (株)エイコー社                    (辞退)  
                                      (有)おかの                        (辞退)  
                                      (株)カワムラ  
                                      (株)シー・ビー・エス  
                                      (株)シモヤマ
- 6 その他  
      本契約を締結するため、12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先    企画部 情報管理課 情報管理係 内線2272 47-1813 ダイヤルイン





- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線2400

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

市営無料バス運行中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和4年10月24日	357,401円 (357,401円)	10割	○概要 令和4年7月14日、太田市石原町81番地所在の店舗の敷地内において、待機場所から市営無料バスを職員が発進させたところ、周辺の確認を怠ったことにより、当該市営無料バスの左側に駐車していた乗用車に接触し、その右側前方部を損傷させたことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年11月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 公共バス運行管理係 55-4666 ダイヤル

- 内 容 【 1.協議事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 村岡 芳美 内線3600



【 表 題 】

指定管理者の指定について（太田市総合体育館）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1 指定管理者の指定について

施設名	太田市総合体育館
施設の場所	太田市飯塚町1059番地1
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄筋鉄骨コンクリート造3階建て
指定管理者の候補者名	株式会社群馬シティマネジメント 代表取締役社長 阿久澤 毅
候補者の所在地	太田市飯田町894番地2
選定方法	公募

2 指定管理の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

3 指定管理候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・令和4年7月15日 太田市総合体育館指定管理者公募公告
- ・令和4年8月26日 公募受付終了
- ・令和4年10月5日 指定管理者候補者審査委員会
- ・令和4年11月2日 太田市教育委員会に報告
- ・令和4年11月10日 市議会市民文教委員会協議会に報告
- ・令和4年11月30日 12月定例会に議案提出
- ・令和4年12月 指定管理者の指定（公告）
- ・令和5年1月 基本協定書の締結
- ・令和5年4月1日 年度協定書締結

【 備 考 】

- \* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 市民体育館建設係  
ダイヤル 55-2550







- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

財産の無償譲渡について

【 目 的 】

令和5年4月1日から太田市新田ななくさ地域活動支援センターの法定サービスへの移行及び民営化に伴い、使用された建物を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第96条第6号及び第237条第2項の規定に基づいて太田市議会に議案を提出するものです。

【 概 要 】

- 1 建物の名称 太田市新田ななくさ地域活動支援センター
- 2 建物の所在地 太田市新田反町町831番地3
- 3 構造及び延べ床面積 木造平屋建 499.54㎡
- 4 譲渡の相手方 太田市新田溜池町105番地1  
社会福祉法人新田愛和会  
理事長 片山 英 彌
- 5 譲渡の期日 令和5年4月1日
- 6 その他 令和4年12月定例会に議案提出予定

【 備 考 】

- \* 問い合わせ先 福祉子ども部 障がい福祉課 福祉事業係 32-4220 ダイヤル

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 富岡 和正 (内線) 2500



【 表 題 】

太田市地域活動支援センター条例の一部改正について

【 目 的 】

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法の規定する施設として、創作的活動や生産活動の機会の提供を行っていますが、さらなる利用者へのサービス向上と行政コストの削減を目的に法定サービス移行及び民営化に伴い、本条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

第2条の表太田市尾島びっころ地域活動支援センターの項及び太田市新田ななくさ地域活動支援センターの項を削る。

2 施行期日

令和5年4月1日

3 その他

令和4年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 福祉こども部 障がい福祉課 福祉事業係 32-4220ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】  
 ○公開 【 1.可 】  
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線2600

## 【 表 題 】

指定管理者の指定について

(太田市まちなか交流館くらっせおよび太田市にぎわい交流館 ほか3施設)

## 【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めめるものです。

## 【 概 要 】

## 1 指定管理者の指定について

No.	施 設 名	指定管理者の候補者	住 所	指定期間	選定方法
1	太田市まちなか交流館くらっせおよび太田市にぎわい交流館	特定非営利活動法人クラッセ太田	太田市本町4番22号	5年	公募
2	太田市産業支援センター	株式会社太田国際貨物ターミナル	太田市清原町12番1号	5年	公募
3	太田市浜町勤労会館	株式会社 忍栄実	太田市福沢町143番5号	3年	公募
4	太田市新田勤労会館	公益社団法人太田市シルバー人材センター	太田市下小林町387番地	3年	公募

## 2 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・令和4年10月 5日 指定管理者候補者審査委員会開催（総務課）
- ・令和4年10月13日 指定管理者候補者の選定
- ・令和4年11月11日 都市産業委員会協議会に報告
- ・令和4年11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・令和4年12月 指定管理者の指定（公告）
- ・令和5年 3月 基本協定書の締結
- ・令和5年 4月 1日 年度協定書の締結、指定管理者による施設の管理

## 【 備 考 】

- \* 問い合わせ先 産業環境部 産業政策課 47-1834 タイヤイン  
 商業係 (内線2635)  
 工業振興係 (内線2644)  
 経営支援係 (内線2646)

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線2600



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

太田市強戸行政センターリサイクル倉庫において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 太田市強戸行政センターリサイクル倉庫において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和4年10月21日	97,603円 (97,603円)	10割	令和4年8月21日、太田市強戸行政センターリサイクル倉庫（以下「倉庫」という。）において、相手方の妻が資源ごみを倉庫内に入れていたところ、突然、倉庫の扉が倒れ、相手方が所有する自動車の右後方のフェンダー部分を損傷させたことにより、相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償金の支払い 全国市長会 市民総合賠償補償保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年11月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 産業環境部清掃事業課リサイクル推進係 31-8153 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

市道において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和4年10月21日	200,000円 (400,000円)	5割	令和4年7月20日、太田市大原町1510番地2付近の市道において、相手方が自己の所有する乗用車を運転中、グレーチングが外れていた側溝を通過したところ、当該乗用車の左側前部が当該側溝に落下し、当該乗用車のフロントバンパー等が損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 三井住友海上火災保険(株)道路賠償責任保険にて対応します。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年11月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線2711 47-1835ダイヤル





- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 鈴木 聡 (TEL) 0277-78-2842



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中により発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを、報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中により発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和4年10月21日	52,681円 (263,406円)	2割	令和4年2月1日、太田市新田村田町798番地の6所在の店舗駐車場において、職員が運転する公用車が市道に出るため、店舗駐車場内を低速で走行中、相手方が所有し運転する乗用車が後方を確認せずに後退してきたため、当該公用車及び当該乗用車が衝突し、当該公用車及び当該乗用車が損傷したものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い あいおいニッセイ同和損害保険株式会社にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年11月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 維持管理係 32-6599 ダイヤルイン

- 内 容【 2. 連絡事項 】
- 公 開【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2 2 1 0



【 表 題 】

令和5年太田市新春の集いの開催について

【 目 的 】

令和5年の年頭にあたり、各界各層からの市民代表者と行政関係者が一堂に会する機会を設けることにより、まちづくりのための相互協力の機運が醸成されることを期待して開催するものです。

【 概 要 】

- 1. 日 時 令和5年1月4日（水）午後2時～
- 2. 会 場 太田市民会館（太田市飯塚町200番地1）
- 3. 出席予定者 約600名
- 4. 会 費 なし
- 5. その他 式典に係る庁内動員者につきましては、12月の副部長会議で別途依頼します。

【 その他 】

12月下旬の段階で、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用並びに群馬県による「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく警戒度4の場合は、会を中止といたします。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2 2 1 1 4 7 - 1 8 0 8 タイヤイン

- 内 容【 2. 連絡事項 】
- 公 開【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2 2 1 0



【 表 題 】

令和4年秋 勲章・褒章受章者祝賀会の開催について

【 目 的 】

太田市民で勲章・褒章を受章された方々を招待し、その功労、功績を称え、敬意と感謝の意を表するため開催するものです。

【 概 要 】

1. 受章者

(1) 叙 勲 (8名)

- ・木村 實 氏 (旭日双光章／土地改良事業功労) ※秋の叙勲
- ・川岸 富男 氏 (旭日双光章／地方自治功労) ※高齢者叙勲
- ・岡部 育治 氏 (瑞宝双光章／教育功労) ※高齢者叙勲
- ・茂木 務 氏 (瑞宝双光章／教育功労) ※高齢者叙勲
- ・飯田 ヤス子 氏 (瑞宝双光章／教育功労) ※高齢者叙勲
- ・刑部 信也 氏 (瑞宝双光章／教育功労) ※高齢者叙勲
- ・渡邊 悦男 氏 (瑞宝双光章／郵便事業功労) ※高齢者叙勲
- ・木村 きよ子 氏 (瑞宝双光章／看護業務功労) ※秋の叙勲

(2) 褒 章 (1名)

- ・石川 晃 氏 (藍綬褒章／産業振興功績) ※秋の褒章

2. 日 時 令和5年1月26日 (木) 午後2時～

3. 会 場 太田市民会館 スタジオ (太田市飯塚町200番地1)

4. 出席予定者 約100名

【 その他 】

新型コロナウイルス感染症拡大状況により中止となる場合があります。

【 備 考 】

問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2 2 1 1 4 7 - 1 8 0 8 タ イ ム イ ン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

市政情報コーナーの廃止について

【 目 的 】

平成15年から約20年間、広報課で業務を市民団体へ委託契約している市政情報コーナーについて、太田市金券の販売廃止など業務が縮小傾向にあるため、総合案内へ一部業務を移管することで効率化を促進し、経費の節減を図ることを目的に、今年度末で廃止するものです。

【 概 要 】

1 廃止日 令和5年3月31日

2 主な業務内容及び今後について

No.	業務内容	今後の予定
(1)	市の有償頒布物の販売	各所属での販売対応。残部については市政情報コーナー廃止後各所属へ引渡し
(2)	郵便切手類の販売	ヤマザキショップ太田市役所店での取扱いを調整中
(3)	複写機使用料預り金の処理	各所属での対応（介護サービス課等）
(4)	太田市金券の販売	デジタル金券移行に伴い廃止
(5)	無償頒布物等の管理	総合案内業務（担当：管財課）と一元化の方向で調整中
(6)	閲覧	

3 その他

今年度は、11月15日(火)（予定）から市民課窓口（マイナンバーカード申請窓口）拡大に伴い、外国人市民相談窓口が現在の情報コーナー内に移転し、同居する形で執務します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 広報課 広報係 内線2252 47-1812 タイリン



- 内 容 【 2.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

マイナンバーカード申請支援及び市民課窓口拡大について

【 目 的 】

マイナンバーカード未取得の市民に対して申請サポートを行うことにより、カードの普及促進を図るため、本庁舎及び行政センターにて申請支援を行うものです。

【 概 要 】

マイナンバーカード申請支援業務では、申請に必要な顔写真の撮影から申請書データの送信までを行い、申請を完了させます。

1階市民課窓口の拡大は、現在、2階で行っているマイナンバーカードの交付と1階市民課窓口で行っているカード申請書作成や暗証番号設定等の業務、新たに設置するカード申請支援窓口を一体化し、1階の外国人市民相談窓口及びパソコン相談室のスペースに市民課窓口を設けるものです。

また、行政センターでは、市内5カ所を拠点として出張申請窓口を設けるものです。

1 開始時期：令和4年11月15日（火）

2 申請支援業務

- ①本庁舎1階市民課マイナンバーカード窓口 11月15日（火）～当面の間 8時30分～17時
- ②行政センター5カ所（受付時間：10時～16時）
  - ・尾島行政センター 11月22日（火）、24日（木）～25日（金）
  - ・宝泉行政センター 11月30日（水）～12月2日（金）
  - ・九合行政センター 12月6日（火）～8日（木）
  - ・綿打行政センター 12月13日（火）～15日（木）
  - ・藪塚本町行政センター 12月20日（火）～22日（木）

3 その他

- ・ 国の機関（J-LIS）が、11月からカード未取得者を対象に申請書を郵送する予定です。（3回目）
- ・ 群馬県がマイナンバーカード申請促進事業として、カード申請サポートを商業施設等で、11月18日（金）から12月26日（月）まで開催する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 窓口記録2係 内線2417 47-1937 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 大谷 健 内線2400



【表題】

令和4年度1%まちづくり事業成果発表会について

【目的】

1%まちづくり事業は市民の参画と協働のまちづくりを実践するもので、市民の自発的なまちづくり活動を支援し、地域コミュニティを活性化させようとするものであり、今日まで多くの事業が実施されてきました。

昨年度はコロナ禍のため中止となりましたが、今年度の成果発表会は令和3年度と4年度に実施した中から特色のある事業を広く市民に周知し、1%まちづくり事業の利用拡大を図るため開催するものです。

【概要】

- 1 名称 1%まちづくり事業成果発表会
- 2 開催日時 令和4年12月17日(土) 午前10時から2時間程度
- 3 開催場所 太田市社会教育総合センター
- 4 事業名及び団体名
  - ① 『矢太神沼周辺の環境整備』 矢太神沼環境整備の会(大根区)
  - ② 『生ごみ置き場(ごみ収集場)8ヶ所改修事業』 木崎上町自治会
  - ③ 『若宮ふれあい公園ふれあい事業』 若宮コスモスの会
  - ④ 『植木野区安全見守りたい』 植木野町
- 5 周知方法  
広報おた及び市ホームページで周知を図るとともに、新聞各社へ資料提供を行います。

【備考】

\* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係 (内線 3611)  
ダイヤル 47—1923

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500

【 表 題 】

市営地域活動支援センター（太田・藪塚）の法定サービスへの移行及び民営化に伴う設置運営法人の選定結果について

【 目 的 】

利用者への処遇の水準を維持しつつ、利用者にあった障害福祉サービスの提供ができ、民間の持つノウハウを生かした運営が期待できる法人を選定したことを報告するものです。

【 概 要 】

1. 選定結果について

施 設 名	応 募 者	結 果
太田市太田地域活動支援センター	社会福祉法人愛心会 理事長 細田 礼子	決定
太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センター	NPO法人しゅんらん 理事長 延命 圭三郎	決定

※詳細については別紙のとおり

2. 設置運営法人の選定経過及び今後のスケジュール

- 10月18日 選定委員会を開催し、運営法人を選定
- 11月11日 健康福祉委員会協議会に報告
- 令和6年4月 法定サービス移行及び民営化

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 福祉子ども部 障がい福祉課 福祉事業係 32-4220ダイヤル



- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 1.庁議後 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (2500)



【 表 題 】

令和4年度ひとり暮らし高齢者調査の結果について

【 目 的 】

ひとり暮らし高齢者の実態を把握し、今後の高齢者保健福祉対策等の基礎資料とするため。

【 概 要 】

- 1：対象者 市内に居住する70歳以上（昭和27年6月2日以前生まれ）のひとり暮らし高齢者  
 ※調査時点で、病院入院者・介護施設等の長期入所者は対象外  
 ※同一敷地内に住んでいても、家族と入浴・食事等の生活が別の場合は調査対象
- 2：基準日 令和4年6月1日現在
- 3：調査結果 5,939人（前年比+450人）  
 ※住基上の70歳以上ひとり暮らし高齢者の数字とは異なります。

■地区別

地区	太田	九合	沢野	菰川	烏之郷	強戸	休泊	宝泉	毛里田
男	141	245	228	188	117	84	88	293	111
女	345	474	378	435	257	131	154	479	168
計	486	719	606	623	374	215	242	772	279

地区	尾島	木崎	生品	綿打	藪塚東	藪塚西	合計
男	146	110	69	88	70	90	2,068
女	289	204	139	149	110	159	3,871
計	435	314	208	237	180	249	5,939

■年齢別

年齢	70～74	75～79	80～84	85～89	90以上	合計
男	900	538	366	182	82	2,068
女	1,014	1,023	941	626	267	3,871
計	1,914	1,561	1,307	808	349	5,939

■過去の推移

調査年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年
人数	5,672	5,790	4,552	4,849	5,198	未実施	5,489

※平成28年度までは対象者65歳以上、平成29年度以降は70歳以上

【 備 考 】

\* 問合せ先 福祉子ども部 長寿あんしん課 いきがい推進係 内線2541

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【表題】

第12回太田市景観賞の選考結果の報告及び表彰式・景観講演会の開催について

【目的】

市の良好な景観づくりに貢献していると認められる市民、事業者、団体等を表彰するとともに、景観講演会を開催し、市の魅力ある景観の保全・形成に対する市民意識の向上を目指します。

【概要】

- 1 募集期間 令和4年8月1日（月）から9月30日（金）まで
- 2 応募件数 12件
- 3 選考結果 大賞1件、賞2件
  - 大賞 「あんじゅの森」【株式会社 明翔メディカル】（龍舞町）
  - 賞 「IZUMI garden」【荻原 泉】（新田村田町）
  - 賞 「CAMP 407」【株式会社 ソニアプラン】（西矢島町）



あんじゅの森



IZUMI garden



CAMP 407

4 表彰式・景観講演会

日時 令和4年12月17日（土） 午後2時から  
会場 学習文化センター 展示ギャラリー  
講演会

講師 なかむら まさひさ  
中村 政久氏（太田市在住クリエイティブディレクター）

演題 「価値軸を変えよう」

～美しく、癒しのある、楽しめるラウンドスケープデザインをつくるために！～

【備考】

\* 問い合わせ先 都市政策部 都市計画課 景観係 内線2815 47-1839 ダイヤルイン

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田駅南口第二地区第一種市街地再開発事業に係る事後評価について

【 目 的 】

標記事業の効果等について、(公社)全国市街地再開発協会発行の「市街地再開発事業における事後評価手法マニュアル(案)」及び「市街地再開発事業による税収効果評価マニュアル(案)」を参考に検証しましたので、その結果を報告するものです。

※「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」において、補助事業等については、事業完了から5年後の年度末までに事後評価が行われることが期待されています。

【 概 要 】

1 税収評価について

(単位：千円)

	項 目	金 額
ア. 税収額の変量 (累計)	1 固定資産税及び都市計画税	528,324
	2 市町村民税	85,958
	3 その他の税	33,447
	計	647,729
イ. 負担額の変量 (累計)	1 補助金の市負担分	710,666
	2 行政サービス費	157,262
	計	867,928
差 額 (アーイ)		▲ 220,199

※評価期間は事業着手を初年度し、供用開始から38年間(建築物の耐用年限)としました。

※社会的割引率4%を適用しています。(例：補助金の市負担分の実額は774,700千円ですが、割引率適用後は710,666千円となります。)

※「事業あり」「事業なし」それぞれの場合の推計値の差を变量として算出しています。

※固定資産税及び都市計画税には、事業区域周辺(約500m)への波及効果も含まれています。

→事業区域内の約1/3は住宅用地で特例措置が適用されるため、固定資産税等が軽減されます。

居住者(転入世帯)の増加に伴い税収は増えますが、行政サービス費も増えるため、結果として、「税収額 < 負担額」となっています。

## 2 事業の効果について

### ①居住人口（飯田町）

1,684人（H25.12末） → 1,684人（H31.2末） → 1,650人（R3.3末）

→人口減少が続いていた飯田町地区において、事業実施後は居住人口が概ね維持されています。

### ②市民満足度（都市計画とまちの景観（九合地区））

3.475（H25） → 4.098（H29） → 3.887（R3）

→景観への不満や治安への不安が減少したことから、満足度が向上しています。

### ③土地の価値

路線価（千円/㎡） 79（H25） → 94（H29） → 110（R3）

地価公示価格（千円/㎡） 96.8（H25） → 127（H29） → 152（R3）

→事業実施後、地価が大きく上昇しています。

## 3 まとめ

税収評価に限ってはマイナスとなりましたが、市民満足度の向上や土地の価値の上昇などの効果が現れています。快適な都市環境の整備や商業、業務及び居住施設等の集積による都市機能の更新などにより中心市街地の活性化（賑わいの創出）や防災性の向上などの効果を生み出しており、当該地区における再開発は有効であったと考えられます。

### 【（参考）太田駅南口第二地区第一種市街地再開発事業の概要】

- 1 施行者 民間事業者（個人施行者）
- 2 総事業費 約55.6億円
- 3 補助金額 約21.1億円（国10.3、県3.0、市7.8）
- 4 事業期間 平成26～29年度
- 5 建物概要 東街区：鉄骨造、8階（店舗、業務、駐車場）  
西街区：鉄筋コンクリート造、15階（住宅（83戸））
- 6 区域及び建物外観



（左側：東街区、右側：西街区）

### 【備考】

#### \* 問い合わせ先

都市政策部 まちづくり推進課 整備推進係 内線2821 47-3320ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800



【 表 題 】

太田市開発審査会提案基準17で規定する「流通業務施設」の改正案に対する意見公募の実施結果について

【 目 的 】

現行基準では、市街化調整区域における流通業務施設（一般貨物自動車運送事業、倉庫業を営む倉庫）の立地は、国道17号、国道50号又は国道122号の沿道の敷地であることと規定していますが、これに太田桐生インターチェンジ及び強戸スマートインターチェンジの出入口周辺半径1kmの範囲を追加指定する改正案を策定し、これについて意見公募を行った結果を報告するものです。

【 概 要 】

- 1. 意見募集期間 令和4年9月26日から令和4年10月26日まで（31日間）
- 2. 応募件数 1件（70代男性）
- 3. 意見概要 太田藪塚インターチェンジの周辺1kmについても追加指定するべき
- 4. 市の対応 藪塚地区は非線引き区域であり、市街化調整区域の規定（都市計画法第34条の規定）を受けないことから、施策案には反映できない。

【 備 考 】

意見公募結果の公表については、以下のとおり実施します。

- 1. 公表期間 令和4年11月14日から令和4年12月13日まで（30日間）
- 2. 公表方法 建築指導課窓口、市政情報コーナー、各行政センター窓口、市HP

\* 問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 開発指導係 内線2746 47-1837ダイヤル